岐阜県警察本部

令和６年能登半島地震により被災された方へのお知らせ

運転免許証の有効期間が**令和６年６月３０日まで延長**されます。

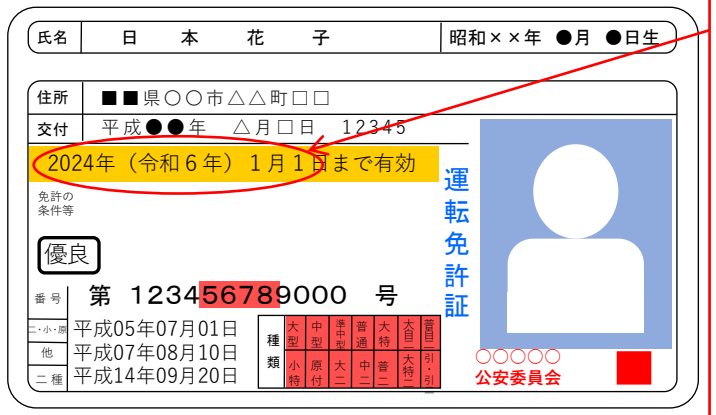

有効期間の末日（左の場合、令和６年１月１日）が、

令和６年１月１日（注）から令和６年６月２９日までの方

は、令和６年６月３０日まで運転することができます。
（令和６年６月30日までに更新手続をしてください。）

（注）道路交通法の規定により令和５年12月29日～令和６年1月3日が有効期間の末日の場合、令和６年1月4日が末日とみなされますので、この措置の適用を受けます

対象となる方

新潟県、富山県、石川県、福井県の一部市町村に住所のある方が対象となります。

※　対象となる市町村は、今回の地震に際し災害救助法が適用された区域です。

※　令和6年6月30日の直前は、更新手続のため、窓口が混雑することが予想されますのでご注意ください。

※　運転免許証の更新以外の手続についても、同様の措置がとられています。

※　最新の情報、他県内で対象となる市町村、延長措置がとられるその他の手続など、詳しくは、最寄りの警察署又は免許センターにお問い合わせください。